自然公園等工事特記仕様書(自然公園編)

I 工事概要

1. 工事名:令和6年度(繰越)西表石垣国立公園西田川線道路(歩道)舗装工事

2. 工事場所:沖縄県八重山郡竹富町上原

3. 工 期:契約締結日の翌日から令和8年2月13日まで

4. 工事内容:表層工:645 m² 区画線工:138m

Ⅱ 適用

- 1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書(自然公園編)」(以下「共通仕様書」という。) でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
- 2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
- 3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
- 4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

Ⅲ 適用基準等

- ☑ (1) 土木工事共通仕様書(国土交通省)
- ☑ (2) 土木工事施工管理基準(国土交通省)
- ☑ (3) 写真管理基準(案)(国土交通省)
- ☑ (4) 工事完成図書の電子納品等要領(国土交通省)
- ☑ (5) 自然公園等施設技術指針(環境省自然環境局)
- ☑ (6) 自然公園等工事共通仕様書(自然公園編)

Ⅳ.特記事項

- 1. 地域事項の概要
- ☑ (1) 自然公園法による地域地種区分 -西表石垣国立公園-第二種特別地域
- □ (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
- □ (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区域
- □ (4) 文化財保護法による史跡名称天然記念物
- □ (5) 森林法による保安林
- □ (6) 海岸法による海岸保全区域
- □ (7) 砂防法による砂防指定地
- □ (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域
- □ (9) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による生息地保護区
- ☑ (10) 国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律による国有林

2. 一般共通事項

- ✓ (1) 工事完成図のサイズは(□A1、☑A3)とし、2部提出すること。
- ✓ (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は(✓必要、□不要)とする。
- ✓ (3) 工事写真は、(☑A4版、□ 版)の工事写真帳に整理して2部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。

		等の調達の推進に関する基本方針 年2月改正)) において位置づけら ついて、当該年度の調達実績集計表 ンロードのうえ、Excelファイル () 「公共建築物等における木材の利	(以 ⁻ (以た (以た (サーマイ) (利用)	能進に関する法律」(グリーン購入法)に基づく、環境物品下「基本方針」という。)(環境省ホームページに掲載(毎と、「特定調達品目」の調達の実績(設備及び公共工事)に物品・役務及び公共工事)を環境省ホームページからダウ作8成し、提出する。 の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材領により、Excelファイルで作成し、提出する。
3	3.	施工条件		
	(1) 工事全般関係		
		①各種積算の取組:		②積算補正:完全週休2日
		③調査対象工事:		④余裕工期の設定:
	(2	2) 工程関係		
		①影響を受ける他の工事		
		a. 工事名・発注者:	b. f	制約内容:
		②自然的・社会的条件による制約		
		a. 要因:	b. f	制約内容:
V	3	③関連機関との協議による制約		
		a. 関連機関:沖縄森林管理署		
		b. 制約内容: 国有林野使用承認均		
		c. 未成立の場合における成立見込		
		④占用物件(地下物件、架空線など		
			b. 4	物件管理者:
_	_	c. 事前調査・移設の期間:	ν. /	Ale m NV
L	J	⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業		
		a. 対象工種:		場所:
	(6	c. 日数:	d.	内容:
_	رز -	別の用地関係		
L	J	①用地の取得未了	1. Př	新祖 目 13 75 中土地 .
		a.場所・範囲: c.期日までに用地取得できない場		取得見込み時期:
	7	②保安林解除や用地規制等	г <u>п</u> . О.	
L		a.場所・範囲:	ト毎	解決見込み時期:
		a.参加・配品: c.当面の対応:	D./J	件(人), 元(人), 个时分()。
Г	7	③官民境界の未確定部分		
_	_	a.場所・範囲:	b 揺	
]	④用地の借地及び官有地等の使用	~ , ,,,	
		a.場所・範囲:		
		b.期間:		
		c.復旧条件:		
	(4)環境対策関係		
		①自然環境及び景観等保全のための)制紀	約
		a.要因:	b.太	対象箇所:

	c.制約内容:	
	②公害防止のための制限	
	a.対象工種:	b.対象箇所:
	c.制限内容:	
	③水替、流入防止施設	
	a.対象工種:	b.対象箇所:
	c.制限内容:	
	④濁水、湧水等の特別処理	
	a.対象工種:	b.対象箇所:
	c.処理方法:	
	⑤事業損失懸念	
	a.懸念事項:	b.事前・事後調査の有無:
	c.調査箇所:	d.調査方法:
(5) 安全対策関係	
	①交通安全施設等の指定	
	a.規制内容:	b.規制箇所:
	c.規制期間:	
	②交通誘導警備員の配置	
	a.対象要因:	b.対象箇所:
	c.対象期間:	d.その他
	a.対象施設・管理者:	b.対象箇所:
	c.施工条件:	d.その他(協議状況他):
	④防護施設等	
	a.必要な防護施設:	b.危険要因:
	c.対策内容:	d.対象工種:
	e.対象期間:	f.その他:
	⑤保安設備及び保安要員の配置	a to the following
	a.対象工種:	b.対象箇所:
	c.対象期間:	d.対象要因:
_	e.その他	
	⑥発破作業等の制限	
_	a.制限内容	
	⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策	
_	a.対策内容	
	⑧高所作業の対策	
_	a.対策内容	
	⑨砂防工事の安全確保対策	
,	a.対策内容	
_ ((6) 工事用道路関係	
Ш	①一般道路の搬入路使用	1 Hura da da
	a.経路:	b.制限内容:
	c.占用する際の関係機関協議:	d. その他:

	②仮道路の設置	
	a.区間:	b.構造等の指定:
	c.必要な維持補修内容:	d. その他:
	③工事用道路の使用制限	
	a.対象区間:	b.対象期間・時間
	c.制限内容:	d.その他
(′	7) 仮設備関係	
	①他の工事に引き継ぐ場合	
	a.仮設備の名称:	b.引継ぎ先の受注者
	c.撤去・損料などの条件:	d.維持管理条件
	e.引き渡し等の時期:	f.その他
	②引き継いで使用する場合	
	a.内容:	b.時期:
	c.条件:	d.その他:
	③構造及び施工方法の指定	
	a 対象物:	b.存置期間:
	c.規模・企画・数量等:	d.施工方法:
	e.その他:	
	④設計条件の指定	
	a.対象物:	b.設計条件:
	c.その他	
	⑤除雪	
	a.対象箇所:	b.対象期間:
	c.制限内容:	d.その他
(8	8) 建設副産物関係	
\square	①建設副産物情報交換システムの	活用
	監督職員への報告は、当該シス	テムで作成した再生資源利用計画書(実施書) 及び再生資源
	利用促進計画書(実施書)により	行うものとする。
	②建設発生土情報交換システム登	録対象
	受注者は、発注者が当該システ	ムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものと
	する。	
	③再生資材の活用の明示	
	a.資材名:	b .規格:
	c.使用箇所:	d. その他:
	④建設リサイクル法対象工事	
	a. 本工事は、特定建設資材を見	用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を
	使用する新築工事等であって	、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法
	ds (N) → Γ75 ⊃B N N N → N	

- a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という)施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
- b. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法				
工程	作業内容	分別解体等の方法		

	仮設	仮設工事	□有	□無	□手作業	€、□手作業・機械作業の併用
	土工	仮設工事	口有	□無	□手作業	€、□手作業・機械作業の併用
	基礎	仮設工事	口有	□無	□手作業	€、□手作業・機械作業の併用
	本体構造	仮設工事	□有	□無	□手作業	(美、□手作業・機械作業の併用)
	本体付属品	仮設工事	□有	□無	□手作業	€、□手作業・機械作業の併用
	その他(As 舗	仮設工事	□有			▼手作業・機械作業の併用
	装)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, .		. ,,,,,	
	c. 特定建設資材	廃棄物の搬出	<u>Ц</u>			
		再資	源化	等をす	る施設の	名称及び所在地
	特定建設資材	廃棄物の種類	類	施設	:の名称	所在地
	アスファルト殼	L Ç		(有)エン	<i>、</i> ヲルト゛ク゛リ	沖縄県石垣市浜崎町 3-10
				ーンコー	ホ [°] レーション	
	※上記想定処分場	が実施が困り	難なり	易合、抗	協議の上、	変更を可能とする。
	変更する場合は	変更を予定す	するタ	処分場の	り単価見積	[書の取得を行うこと。
	また、実施数量	については	マニュ	ュフェン	スト E 表の)提出を行うこと。
	d. 受注者は、特	定建設資材の	の分別	川解体・	再資源化	等が完了したときは、建設リサイクル法
	18 条に基づき、	以下の事項	を書	面に記	載し、監督	腎職員に報告することとする。
	・再資源化等が	完了した年ん	月日			
	・再資源化等を	した施設の	名称及	及び所存	主地	
	・再資源化等に	要した費用				
	の建設発生土の受入	、地への搬出				
	a.搬出箇所・距離	•	b	.受入地	名:	
	c.受入条件:		d	.その他	:	
	の建設発生土の他工	事への搬出				
	a.搬出箇所・距離	:	b	.受入地	2名:	
	c.受入条件:		d.	.その他	:	
	の他工事からの建設	発生土利用				
	a.他工事情報:		b	.受入条	:件:	
	c.受入時期:		d.	.その他	.:	
	③土壌汚染対策法の	届出				
	a.対象の有無:		b	.場所・	範囲・面	積:
	c.該当工種:		d.	.発生量	::	
	e.その他:					
(9)	工事支障物件関係	Ŕ				
	D占用物件等の工事	支障物件				
	a.物件名:		b	.物件管	理者(連	絡先等):
	c.物件位置:		d	.物件管	理者との	協議状況:
	e.移設時期:		f.	その他	:	
(10)) 薬液注入関係					
	D薬液注入					

a.工法条件:図面のとおり

b.注入管理:日本農林規格に定&	かる分析方法による K4 浸潤分析成績書の提出
c.産業廃棄物が発生した場合の処	型分方法:
d.地下埋設物がある場合の防護力	方法 :
e.周辺環境影響調査:	
(11) 現場環境改善費	
☑ ①率計上内容	
a.仮設備関係	
☑揚水・電力等の供給設備、[□緑化・花壇、□ライトアップ施設
□見学路及び椅子の設置、□具	昇降設備の充実、□環境負荷の低減
b.営繕関係	
□現場事務所の快適化、□労債	動者宿舎の快適化
□デザインボックス(交通誘導	尊警備員待機室)
□現場休憩所の快適化、☑健児	東関連設備及び厚生施設の充実等
c.安全関係	
☑工事標識・照明等安全施設(のイメージアップ(警報機等)
□盗難防止対策 (警報機等)、	□避暑・防寒対策
d.地域とのコミュニケーション	
□完成予想図、工法説明図 、	、☑工事工程表
□デザイン工事看板(各工事	PE 看板含む)
□見学会等の開催(イベント	等の実施含む)
□見学所(インフォメーショ)	ンセンター)の設置及び管理運営
□パンフレット・工法説明ビ	デオ
□地域対策費等(地域行事等の	の経費を含む)、🗷社会貢献
□ ②積上計上内容:	
(12) その他	
□ ①工事用資機材の保管及び仮置き	(製作工事及び他工事との工程調整等)
a.資機材の種類:	b.数量:
c.保管・仮置き場所:	d.期間:
e.保管方法:	f.積込・運搬方法:
g.機械の分解・組立等ある場合の	D回数:
h.その他:	
□ ②工事現場発生品	
a.品名・数量:	b.再使用の有無:
c.引き渡し時期・場所:	d.品質検査:
e.運搬方法・費用:	f.その他:
□ ③支給品・貸与品	- 1-11
a.品名・数量:	b.規格等:
c.使用場所:	d.積算条件:
e.引き渡し場所:	f.返済方法等:
g.その他	
□ ④新技術・新工法・特許工法の指	
a.工法名称:	b.施工場所:
c.施工条件:	d.NETIS 番号:

	e.その他:				
	⑤指定部分の引き	渡し			
	a.指定部分:		b.引き渡し日		
	c.その他				
	⑥部分使用				
	a.使用箇所:		b.使用条件:		
	c.使用期間:				
	⑦給水				
	a.関係機関名:		b.協議時期:		
	c.取水箇所:		d.取水時期:		
	e.取水方法:		f.その他:		
\square	⑧現場事務所・現	見場休憩所等(テン	/トを含む)の	設置	
	☑可 設置条件	+:監督職員と協議	らの上、決定す	ること。	
	□不可 想定体	、憩場所等:			
	⑨監督職員事務所	fの設置			
	a.場所:		b.規格:		
	c.設置期間:		d.備品・設備等	= :	
	e.その他:				
\square	⑩工事用水及びエ	工事用電力の構内関	托存設備		
	a.工事用水:□	利用できる(口有	「償、□無償)、	☑利用できない	
	b.工事用電力:	□利用できる(□]有償、□無償)	、☑利用できない	
	⑪資材置場や作業				
	a.場所:				
	b.期間:				
	c.制限内容:		d. 7	一の他	
	土工				
) 土砂のダンプ]		•		
\square (2				植生帯に流失し、植物に影響を及	だばすことの
		-ト掛け等の適切な			
□ (3		上壌の固結防止を図	図るため、以下	に場所おいては重機等の出入りは	は避ける。
	(□図示:	, 🗆)			
\Box (4		重搬および敷均し等	等については、	含水比の高い状態で作業を行って	てはならな
	V \ ₀				
		は、地域生態系保全	全の観点から、	以下の条件のものとする。	
	(条件:)			
_	free hales NI hales				
	無筋・鉄筋コンク				
) 鉄筋の種類は T		/77 / \	\	٦
	鉄筋名称	種類 	径(mm)	適用箇所 ————————————————————————————————————	

	(2) 鉄筋の継手方法は以下のものと	する。		
	□ ①重ね継手:部位()、径	E ()		
	□ ②ガス圧接:部位()、径	E ()		
	□ ③ : 部位()、径	E ()		
	(3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下の	ものとする。		
	(□超音波試験、□引張試験)			
	(4) 鉄筋コンクリートの設計強度は	下記による。		
	設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ	適用箇所	
	(5) 無筋コンクリートの設計強度は	下記による。		
	設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ	適用箇所	
	(6) セメントの種類は下記による。			
	種類		適用箇所	
	(7) コンクリートミキサーの清掃に	より生じる汚濁	水は、公園区域外に搬出し適正	<u>ー</u> に処理する。
(6. 材料			
	(1) 以下の工事材料は、見本又は品	質を証明する資	料について、工事材料を使用す	るまでに監督
	職員に提出し、確認を受ける。			
	(2) 植栽材料については、納入前後	どちらかで材料	検査をする。また、監督職員の	指示があった
	場合は、納入樹木の根巻きを一部具	取り外す等によ	り根の状況を確認し、承諾を得	ること。
	(3) 樹木の形状寸法は最小限度を示	し、工事完成時	点のものを言うが、その許容上	限は監督職員
	と協議のうえ決定する。			
	(4) 木材の加圧保存処理は、JISAS	9002「木質材料	の加圧式保存処理方法」に準拠	すること。ま
	た、使用薬剤等については図面に	記載のとおりと	する。	
	(5) 木材のインサイジング加工は、	製材の日本農林	規格による。また、インサイジ	ング機は、一
	般社団法人全国木材検査·研究協会	会において認定	された機種を使用する。	
	(6) 木材の加圧処理材を現場におい	て切断等の加工	を行う場合は、加工した部分に	表面処理用木
	材保存剤 ((公)日本木材保存協会(IWPA)認定薬剤)で野外での使用が可能な薬品)	を塗布する。
	(7) 木材の仕上げは、図面に記載の	ない限り、角材	はプレーナー仕上げ及び丸太は	円柱仕上げを
	標準とする。			
	(8) 木材の端部及び角部は図面に記	載のない限り面	取りを施すこととし、面取り幅	等については
	監督職員と協議する。			
	(9) 木材の背割り加工は、材の厚み	\mathcal{O} (\square 1/2, \square)とする。	
	(10) 工事現場搬入時における木材の	含水率を指定す	る場合は、同一試験試料から採	取した試験片
	の含水率の平均値が以下の数値以	下とする。		
	(□ 人工乾燥処理: %、□	天然乾燥処理	: %)	

7. 工事共通

- (1) 構造物撤去工
- ☑ ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に 処理する。

	(2) 仮設工 ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
	(3) 運搬工 ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領(自然環境整備担当参事官通知、平成22年10月8日)に基づき、輸送計画書(飛行計画及び安全管理計画等)を監督職員へ提出すること。
	 ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。 a.荷積み地予定地:□図示、□ b.荷積み地の整備:□要(□コンクリートパネル設置、□)、□不要 c.荷卸し地の整備:□要(□ジャンプ台設置、□伐倒・刈払い)、□不要 d.夜間繋留ヘリポート:□有(□図示、□)、□無 e.運搬距離:片道水平距離: (m)、積み卸し地点間の標高差: (m) f.運搬資材:□コンクリート・骨材等のバケット詰資材、□鋼材、木材、その他
	3. 基盤整備 (1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。
9	9. 植栽
	 (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。 (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。 ①防腐処理:□有・□無 ②防腐処理方法:
	(3) 張芝部の客土 (床土・目土) は、以下の条件のものとする。 ①客土材:
10	0. 施設整備
	(1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し(伸縮目地を含む)、監督職員の承諾を得る。 ①舗装種類:
	(2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。①舗装種類:密粒度アスコン(20)
	(3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
	(4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するものは、以下のとおりとする。

①施設種類: